

平成 31 年 2 月 27 日 衆議院予算委員会第三分科会議事録

○井野主査

次に、日吉雄太君。

○日吉分科員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、国の財政の状態、これについてまずお伺いをさせていただきたいと思っております。財政危機、こういったことが言われるようになりました。その中で、国の財政について注目が集まるようになってきたところでございます。その中で、現在の財政の状況、概要をまずお伺いさせていただきます。

○神田政府参考人 (財務省主計局次長)

お答え申し上げます。

財政の現状を一番はかるのにいい指標の一つとして、国の資産・負債差額、こういったもので見るといたしますと、平成二十年度末は、資産六百六十四・八兆円、負債九百八十二・二兆円、資産・負債差額が三百十七・四兆円のマイナスでございました。

それが今、足元の平成二十九年度末におきましては、資産が六百七十・五兆円、負債が千二百三十八・九兆円、都合、資産・負債差額五百六十八・四兆円のマイナスでございます。

したがって、この十年間で、資産は五・八兆円増加し、他方、負債は二百五十六・七兆円増加しております、資産・負債差額は二百五十・九兆円悪化してございます。

○日吉分科員

よく国民一人当たりの負債が幾らというようなことが言われておりますが、現在、仮の意味合いかもしれません、一人当たりの負債の金額というのは幾らになるんでしょうか。

そしてまた、資産は一人当たり幾らになるのでしょうか。

○神田政府参考人 (財務省主計局次長)

お答え申し上げます。

平成二十九年度末で見ますと、資産・負債差額を総務省が公表している人口推計による平成三十年三月一日の人口で単純に割りますと、資産は約五百三十万円、負債は約九百八十万円でございまして、その差額はマイナス約四百五十万円になります。

○日吉分科員

ありがとうございます。

そういうことで、一人当たりに換算しても、もちろんではございますが、負債の方が超過しているというような状況がございます。

国の貸借対照表を見ますと債務超過という状況になっておりますが、こういった状況では、当然、企業ではかなり破綻のリスクがあるというような状況だと思いますが、この財政状況につきまして、大臣の受けとめをお尋ねさせていただきます。

○麻生国務大臣

詳細につきましては、今、神田等々から、事務方の方から答弁をさせていただいたとおりですけれども、この資産、負債の差額というものの悪化というものは、これは公債残高が増加して、先ほど比べたのは平成二十年でしたか、平成二十年から比べて約二百八十六兆円増加した部分が悪化の原因ということだと思っておりますので、当然のこととして、この収支の改善を図って各年度の公債発行額を抑えていくということが不可欠なんだと思っております。

私どもとしては、この認識のもとで、平成三十一年度の予算の中において税収入が史上最高、六十二兆五千億に行くというように見込んでおりますので、私どもといたしましては、歳出の改革の取組を引き続き計画することということで、私どもといたしましては、二〇一二年の当初予算と比較して、今、新規国債発行額を約十二兆縮減するなど、そういった方向で、新規に、金利がふえてくるのは別に、ここ二カ月おわかりだと思います、新規のところにつきましては約十二兆円ぐらいのものを縮減させていただいたということあります。

○日吉分科員

債務超過の金額がふえてきている、その原因についてお話しいただいたと思いますけれども。このままだと、どんどんふえている状況なんですけれども、なぜこの状況で今、国は特に、普通に財政が動いているんですけれども、国は破綻しないのか、その要因を教えていただけますか。

○麻生国務大臣

日本の財政につきましては、これは間違いなく、預金等々が潤沢な国内の家計、一千七百何十兆と言われる家計とか、金融資産の存在等を背景にして、極めて低い金利で安定的に、いわゆる国債という政府の借金が、国民の借金というより政府の借金ですから、少なくとも国債というものが国内でほとんど消化されて、海外で買っている方々もこれは円で買っておられますので、そういう意味では極めて幸運な状況が続いているというのが一番大きな背景なんだと思っております。

また、政府としても、こういった状態を十分に認識して、きちんとそういった方向でやっているんです。財政は再建する方向で動いているということを、きちんと国際社会なり国際金融の場でも発言をしておりますので。そういう意味で、私どもとしては、海外からとか、マーケットとかいった、そういう第三者というかオープンな世界で、私どもとしてはきちんとした信用を獲得し続けられているという背景が、金利が低くて今のような状況を続けていられる背景だと思っております。

○日吉分科員

日本の国債が満期を迎えるも、それが償還され、借りかえることができる、この状況が続いているので破綻をするということはない、こういうふうに理解いたしましたが、今現在破綻のリスクがどの程度あるのか、ないのか、大臣はどのようにお考えされておりますでしょうか。

○麻生国務大臣

破綻すると言われると、ちょっと考えないかぬところですけれどもね。

財政破綻というのは、一般的に、財政状況が著しくばんと悪化して、その運営が極めて困難という話になるので、最近ではギリシャとか、南米なんかだとベネズエラも含めまして、いろいろあるんだと思いますけれども。

そこに至る要因、破綻に至る要因とかメルクマールとかいろいろな表現はあるのだと思いますが、具体的なことを申し上げるのは困難ですけれども、少なくとも一つの指標としては、財政の持続可能性への信頼というのが損なわれた場合は間違いない金利がぼんと上昇しますし、その他、利払いが一挙に起きることによる、また、国内的にはいきなりぼんとハイパーインフレーションみたいなのが起きるとか、いろいろなことが起きますので、結果として、経済とか財政とか国民生活にやたら大きな影響が出てくるという可能性というのがそういったことなんだと思います。

そういういた事態を招くようなことがないように、財政というのは常にきちんと目配りして、うまくいっているから、じやあと簡単にはしないで、きちんと借金の額は減らす、きちんとしたものをやっていくという姿勢、政府としての姿勢というのは最も大事なところであると思っております。

○日吉分科員

そういうふうに常に目配りをして、借金を減らすことを考えながら対応されているということで、現時点でのそういうリスクはそれほど高いわけではないというように認識されないと理解をさせていただきました。

そういういた中で、以前、消費税の増税の際にもこういった財政の危機というのが結構話題になっていたと思うんですけども、そういういた中で、消費税を導入、そして増税をして、その効果というのが財政にどのように影響を与えていたのか、これについて教えてください。

○麻生国務大臣

今からちょうど三十年前に、平成元年にこの消費税というのは導入されて、竹下内閣で導入しているんですが、これは、あのときは、税体系全体として、税負担の公平性につなげるために、個人所得税というのを軽くして、いわゆる消費を広く薄く負担に求めるということで、資産に対する負担を適正化する税制改革の一環として行ったというのが、平成元年、竹下内閣のときだと思っております。

また、平成九年に消費税を三%から五%に引き上げさせていただいたときは、これは、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立って、個人所得課税の減税と消費税の充実を柱とする税制改革の一環として行われたのが、これは橋本内閣のときだったと記憶をいたします。そして、これらの税制改革は、いずれも財政収支の改善というのを目的としたものではありませんでした、私の記憶ですけれども。少なくとも、少子高齢化というものを背景にして、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定しているという消費税の利点、また、働く世代など特定の年齢層というか世代層に負担が集中するということなく、経済的に中立的です、というような消費税の特徴を踏まえて、税の構造変革、税体系の構造変革を図ってきたものだと思っております。

その後は、御存じのように、社会保障と税の一体改革のもと、消費税につきましては、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、

社会保障の財源と位置づけて、平成二十六年、税率を五から八に引き上げ、また、十月に八から一〇に引き上げさせていただくということを考えておりますけれども、この一体改革による消費税の增收分は、社会保障の充実のほかに、基礎年金国庫負担割合をいわゆる二分の一にというような財源の確保とか後の世代への負担のツケ回しを軽くするとかいった、社会保障とかいうものの全体の安定化に充てることとし、財政健全化という観点がこのときから入ってきたというように、私はそう理解をいたしております。

○日吉分科員

では、一方で、今進められているアベノミクスのその成果というか、これが財政に与えている影響、好影響、悪影響、こういったところはどのようにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣

今の日吉先生のお話ですけれども、これは経済見通しから入られたと思いますけれども、経済見通しで、平成三十一年度は、消費税率の引上げに伴う対応として、こう言っております、いわゆる臨時特別措置などの政策効果というものもあって、少なくとも雇用とか所得環境の改善が続いて、経済の好循環というものが更に進んでいくであろうということを考えておりまして、内需を中心とした景気の回復というのを見込んでおります。

今お尋ねの三十一年度の消費税につきましては、このような政府経済見通しというものにおけるます雇用・所得環境の変化とかまた改善、これに伴う民間消費というものの増加、また国内需要というものを反映した輸入の増加などなどを考えて、経済指標の伸びを踏まえて税収の増加を見込むということに加えまして、消費税率の引上げによって約一・三兆円を見込んでおりますので、前年度、平成三十年度の補正後で約十七・八兆円ですから、一・六兆円増加した十九・四兆円というのを見込んでいるというところでありますので、今言われましたように、これに関してこういった効果がうまく回ればという、たならばの話かもしれませんけれども、経済見通しの上に立って、そういうものの上に立って考えております。

○日吉分科員

予算でも、税収がふえてきている傾向がある、こういった中ではございますが、財政として見たときに、資産・負債差額という意味では、やはり増加している状況でございます。

そういう中で、アベノミクスによっていい点もありますし、むしろもっと所得税、税収がふえたんじゃないかとか、といったマイナスの効果もあるのかなという、といった分析を行うべきではないのかなというふうに考えているところでございます。

それを踏まえますと、やはり、今のこの財政の状況、どんどん債務超過が続いている傾向にあります。先ほどもその要因というのをお話しいただきましたが、少し見てみると、補助金や交付金の増加というのが社会保障の増加よりも多くなっているのかなというふうに思います。

こちらの、「「国の財務書類」のポイント」という、財務省さんでつくられている資料を見ますと、やはり、国の歳出のところで見てみると、社会保障給付費用、給付金が、十五年度で四十二兆円であったのに対し、二十九年度では四十九兆円ということで、一方で、補助金、交付金は、二十九・三兆円が五十一・五兆円と大きくふえています。

そういう要因としては、リーマン・ショックを契機とした景気悪化、東日本大震災からの

復興等、こういった要因だというふうに言われておりますけれども、そもそも、まだアベノミクスの効果が全国津々浦々まで届いていないといったところがありまして、地方の状況、こういったものを改善することによってやはり税収というのもふえてくるのかなというようなことが考えられますので、そもそもアベノミクスによるやり方自体を、もうちょっとやり直して、検討していただいた方がいいのではないかというふうなことをお伝えさせていただきます。

そして、もう一つ、消費税の話を少しさせていただきましたが、消費税、海外に輸出するときに、国内で仕入れにかかる支払った消費税、これが還付されるという話がございますが、これにつきましてアメリカから、リベートではないかというようなお話がかつてありました。

これについてどのように受けとめられているのか、教えてください。

○星野政府参考人（財務省主税局長）

お答え申し上げます。

いわゆる消費税の輸出免税につきまして、アメリカからそういう批判があるのではないか、指摘があるのではないかということでございます。

現トランプ政権におきましても、政権ができる前ですけれども、例えば国境税ですとか国境調整措置の導入に関する質問を受けて、トランプ大統領、当時候補ですけれども、問題があるようなことを言っておられたとか、かねてからアメリカはそういう主張があるということは存じ上げております。

これは、アメリカにはそもそも付加価値税がないために、アメリカ企業が付加価値税のある他国に商品を輸出する場合には輸出還付を受けることができない一方で、他の企業が米国に商品を輸出する場合には輸出還付を受けることができる、その結果、アメリカ企業は輸出競争力の点で不利になっているといったような指摘があることが背景の一つと考えられるわけでございます。

しかしながら、この輸出免税につきましては、消費税というものが国内の消費にかかる、そこで転嫁を予定していくという税でございまして、最終的に輸出は国内消費ではありませんので、それまでかかっていた消費税に、かかる税につきまして、輸出の際にまさに控除をされるということで、それが還付になるわけでございます。

この制度は基本的に、世界的に、ヨーロッパも同様の制度を導入しております、同じような仕組みになっているということでございまして、これ自体は、例えばEUにおきましても、輸出補助金に当たるといったような位置づけにはなっておらないということでございます。

○日吉分科員

今御説明いただいた内容だと思うんですけども、それでも、アメリカとしては不公平だというような、こういった話をされているかと思います。

そういう中で、日本として、この制度、消費税の今のこの制度を変えるおつもり、こういったものはございますでしょうか。

○麻生国務大臣

今の、輸出については削減して出すという今のルールを変えるということ。

(日吉分科員「はい」と呼ぶ)

ありません。

○日吉分科員

即答であったのですけれども。

今まで、アメリカが不公平というふうにおっしゃっているときに、それに対して日本としていろいろ対応を、いろいろな分野でしてきたのかなといったところでありますので、どういった対応をされるのかなということをちょっとお伺いさせていただきたかったところでございます。

時間が少なくなつてまいりましたが、あともう一つ、せっかく麻生大臣いらっしゃいますので、森友の件について少しお伺いをさせていただきます。

麻生大臣、森友の公文書の改ざんの件で責任をとられたところでございますけれども、何に對して、何が問題だったところに對して御自身の責任をとられたのか、確認をさせてください。

○麻生国務大臣

やはり、基本的には、決裁された文書というものを改ざんするというのは、これはふざけた話で、極めてゆゆしい話なんだ、私どもはそう思って、まことに遺憾なことであつて、深くおわびを申し上げねばならぬところだと思っております。

昨年の六月の調査結果を私ども踏まえまして、いわゆる一連の問題行為に関する責任の所在というのをはっきりさせたところでもありますので、その他のことに関しましては、検察当局からも不起訴になっておりまし、また、会計検査院からに関しても該当なしということになっておりますので、要は、基本的なこととしては、私どもとしてはきちんと第三者を入れた上での答えではありますけれども、そもそもなぜこんなことが起きたのかと。

内部で反対した人もいたのに何でこんなことになったんだというところが私の最もひつかるところだったものですから、そういったところではきちんとしたことを詰めないといかぬ、た起きる可能性がありますので。

そういうた、とめる人がいてもどんどん進ませちゃうという風土とか土壤とかいうのがあるとなれば、これこそ大問題だと思いますので、私どもとしては、きちんとした対応をするということで、第三者の秋池玲子先生を入れて、今ずっとコンプライアンス等々のあれを続けていただいておりますけれども。

いずれにいたしましても、そういうたゆゆしき問題が起きたということに關しましては、間違ひなく財務省の中で起きているわけですから、近畿財務局で起きたとはいえ、中央の理財局が関与していたということははっきりしておりますので、そういうた意味では、その責任をとらせていただいたということあります。

○日吉分科員

今、そういうお話を伺いました。

その中で、そもそもこういったことが起こらないような仕組みをつくっておくことが必要

だったかと思うんですけども、今後、システムで決裁をするというようなことをやられると。そもそもそういったことを事前にやっておかなければいけなかつたのではないか。不正を防止するための仕組みをつくっておく、それができていなかつた、これに対しての責任は、麻生大臣、あつたと思われますか。

○麻生国務大臣

決裁文書の改ざんという不祥事について、これはなぜそうした不祥事がとめられなかつたのかとか、職員の一部にちゅうちょとか抵抗とかいろいろあつたというにもかかわらず、なぜかとめられなかつたという点について、やはり組織体質的に弱い体質があるのじやないかとか構造的な問題があるのかということを、丁寧に時間をかけて私ども調べていかなかぬところだと思って、長いこと続いている話ですから。

しかし、いずれにしても、私どもとしては、コンプライアンスという、今風の言葉ではコンプライアンスなんでしょうけれども、そういう体制の強化というのをやらないかぬところだというふうに、今までこういったことが起きたことがなかつたというような自負のある役所でもありますので、そういったことはないと思っていた役所で起きたというところが一番問題だと、私どもはそう思っておりますので。

この点は、うぬぼれることなく、きっちと我々としては対応を、今後二度と起こらないようするような体制、きちんとした制度というものをつくるないかぬという、まあ、電子決裁とかいろいろな表現が、技術的な話を含めましてありますけれども、まずはその体質、体制というものをきちんとやらねばならぬと思っております。

○日吉分科員

今後そういう体制をつくっていくというのは当然だと思うんですけども、今申し上げたのは、そもそも今回そういう体制ができていなかつたということ、その体制をつくる責任が麻生大臣にあつたのではないか、そういったところに対する責任は今回とられたのかどうかということを、ちょっとお伺いしたかったところでございます。

それと、あと、そういう不正に対する意識が希薄な、こういった状況であったんじゃないかな、そういう風土が、文化があつたんじゃないかなというようなことも、麻生大臣、会見なんかでおっしゃられていたように記憶しているんですけども、そういう風土をつくるのが、その風土に影響を与えるのが、やはりトップである大臣がそういった風土をつくっている面があると思うんですね。そういうところへの責任をどのように考えられているのか。二点、教えてください。

○麻生国務大臣

今言われましたように、私どもとしては、今言われたような点も十分に踏まえて今後対応していかないかぬのだと思っておりますけれども、防げなかつた原因というのに関しては、これは、私どもとして、近畿財務局でそもそも起きた話で、航空局の話だったんじゃないかなとか、何か遠くの話みたいな意識だったんじゃないのかなという感じがしないでもありませんけれども。

いずれにしても、こういったようなことで、結果として決裁文書の書換えということになつておりますので、そこらのところに至つた最終責任は本省にあるということになろうと思

いますので、私どもとしては、その点も含めて反省をせねばならぬということを申し上げているということあります。

○日吉分科員

ということは、その点も含めて反省しなければならないということですので、不正を防ぐ仕組みをつくる責任は大臣にあって、それについても責任をとったという理解をさせていただきました。

もう一つ、この森友の公文書改ざん、この目的というのが、これ以上国会を紛糾させないため、資料を出さないようにする、それで、財務省の職員の方々が、皆さん毎日疲弊している、そういう背景があったということなんですけれども、そもそも、この公文書の改ざんをしない方が、することによって疲弊したんじゃないのかなというふうにも思うんですけれども、その点、どのようにお考えになりますか。

○麻生国務大臣

私ども、何でこの種の文書を、こんなものをという、あれを見たときにそう思わなかつたわけではありません。正直な実感です、私の。

いずれにいたしましても、私どもとしては、改ざんすることになった主たる目的というのが、平成二十九年二月以降の国会審議において、森友学園の案件が更に大きく取り上げられて、いろいろな質問が出てくるということを極力少なくするためにということでやつたということに言われておるんですが。

しかし、文書を改ざんした結果、先生御指摘のように、更にそれを隠蔽するために、つじつま合わせでいろいろやって、精神的にもえらい、労多くして功がないような、何もないような形になつたんじゃないのかという御指摘なんだと思ひますけれども、全くわからなくはありませんけれども。

いずれにしても、こういったようなことが、事態が起きたことは事実でありますので、私どもとしては、こういったものが二度と起きないような、いわゆる風土、体制というものをきちんとつくり上げなければならぬと思っております。

○日吉分科員

先ほどの質問させていただいた中で、不正に対する省内の方々に、その意識が希薄だったという話をさせていただきましたけれども、大臣御自身は、この不正に対してどのように考えられ、それについて職員の方々に、どのような指導なりをこれまでされていたんでしょうか。

○麻生国務大臣

少なくとも、決裁をした後の、国会に提出した文書を、後に、わからぬように書き換えるなんという話はふざけた話なんですから、こういったような話が二度と起きないようにせないかぬということは、最初にこの話が出てきたときに、ほかの話はどうでもいい、ここが一番問題なんだからといって言ったのが最初の訓示だったと思ひますけれども、あと二度ほどいろいろな、局長クラスを集める会議やら何やらで発言もさせていただいておりますけれども。

いずれも、こういったようなことが、何となく、理財局だけの話じゃない、これはほかの局

でも起き得る可能性があるんだからという点も踏まえて対応しろという話で、みんなでこれは第三者を入れた形でのいわゆるコンプライアンスというようなものを考えないかぬぞという話をさせていただいたというのが去年だったと思います。

いろいろな意味で、この問題に関しましては、きちんとした対応というものを今後とも続けていくという土壌というものをつくり上げないかぬと思っております。

○日吉分科員

時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、最後に一言申し上げさせていただきますが、やはり職員の方の不正に対する意識が希薄だったということは、裏を返しますとそのトップの方の意識が希薄だったのではないかというふうにもとられかねないと思います。また、内部統制という、不正を防止する仕組みをつくる責任というのはやはりトップの方にありますて、そういう意味では、大臣が不正を防止する仕組みをしっかりとつくっておかなければならなかつたという責任があると思います。

そういうことを勘案しまして、先ほど、それも含めて、責任をとられましたというふうにおっしゃられておりましたけれども、起こった事案に対しての責任のとり方としてちょっと緩いのではないかということを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。